

カール・レンナー『諸民族の自決権』(5)

太 田 仁 樹

第1部 民族(Nation)と国家

第1篇 民族(Volk), 民族(Nation), 国家, 人類

第1節~第6節(第34巻第2号)

第7節~第11節(第34巻第3号)

第2篇 多民族国家

第12節~第14節(第34巻第3号)

第15節~第21節(第34巻第4号)

第3篇 民族(Nation)

第22節~第27節(第35巻第1号)

第3章 民族の法的応急措置：国家への編入

第28節 国家に対する民族の法的地位(本号)

第29節 民族的自由(本号)

第30節 民族の統一(本号)

第31節 民族的権利の内容(本号)

第32節 諸民族の平等と多民族-連邦国家(本号)

第4篇 国家(以下, 次号)

第5篇 連邦国家

第1部 民族(Nation)と国家

第3篇 民 族

第3章 民族の法的応急措置：国家への編入

第28節 国家に対する民族の法的地位

純粹に事実上の存在で、法的にはまだ規定されない存在から、公法上の法的主体として、民事的および国家的な法的な生活へと導かれると、ただちに諸民族(Nationen)は、もともと法的土台の上で動いている諸人格との多くの関連のなかに入る。同言語や異言語の諸個人との友好的および敵対的な関連、市町村や領邦との関連があるので、自己の存在を国家に通告し、国家と対峙するためには、諸民族は最終的に国家である皇帝陛下の前に立たねばならない。この新しい人格はすべて、まったく確定した利益を実現するという存在目的を持っているからである。それは利益に関わる存在であるだけでなく、国家がその存在理由を尊重するのに利益を感じている存在であり、そのように国家に要求す

る。

民族 (Nation) と国家の法的な関係について明確にするためには、まず国家の全体意思に対する個人的利害の位置を法が確定する手段と形態を問題にしなければならない。古代の表象の世界では、国家は個人をすべての諸関係と諸欲求において包含している。個人は国家のなかに解消している。個人の特性よりも血統の繋がりを強く意識していた部族組織や氏族組織の影響である。そこでは、氏族からの除外や国家からの追放は死に劣らぬ重要さを意味していた。近代人は、多くの関連において、法律上および事実上、国家の外部にある。私的な生活における彼の行動は、世論にとっては必ずしもそうではないにしても、法と国家にとってはどうでもよいことである。検閲官が個人の日常の行状を監視することはない。服装規定で、平時にトーガを、戦時にマントを着るように、個人に指示することもない。今日ではある範囲で、個人は法秩序によって意図的に国家から切り離されている。この国家から自由な範囲で、個人は極めて私的で純粹に個人的な利益の実現を許されている。その利益は、今日ではもはや古代のように画一的なものではなく、今日の所有と労働が多様になっている社会そのものと同様に多様である。法律の外部にあり、市民生活の外部にある、純粹に人間的なこの生活範囲には、国家権力は侵入しない。

個人は、ある点では国家から切り離され、単なる人間であり、公民ではないが、他の連関では、国家に属する。国家に属する個人は諸権利と諸義務の担い手である。彼は、人間であるだけでなく、法人格である。人格は社会の創造物であり、法人格は特に法の形成物である。だが国家に属する者は、法のもとで二つの対立する役割を担う。

諸義務の担い手としては、彼は国家の臣民であり、義務主体である。国家への臣従により、国家は領域内の住民に対し影響力を持ち、彼らに命令し、禁止し、国家にとって不可欠な仕事を強制する。国家への臣従により、個々人は国家の単なる手段となる。兵役義務と納税義務は最も重要な指標である。

にもかかわらず、暴政においてさえ、国家に属する者は、納税するためだけに存在するのではない。すなわち国家の手段としてだけ存在するのではなく、国家機関の目的でもあり、その奉仕目的への参加者でもある。国家に属する者は権利の主体でもある。まったく自由のない共同社会においてさえ、彼は「法律の恩恵」と制度とを享受する。それゆえ共同体の意思決定に加わる資格がなくても、彼は共同体の目的の受益者である。人間はまさに国家機関の名宛人であり、そのいわば被保護者である。公民の身分によってこそ、個人は国家に対し要求者となり、国家の諸制度が彼に奉仕するように要求するのである。暴政においてさえ、個人は裁判官と官庁に訴え、それらをその個別利害の実現に利用する権利を持っている。国家の臣民としての個人が国家の利益に奉仕し、国家は公民の利益に奉仕する。前者の場合には、個人が国家のために、後者の場合には、国家が個人のために存在する (イエーリング)。

この相互関係だけでは、国家の存在は汲み尽くされない。個人と国家とは互いのために存在するだけでなく、——もちろん国家はその土地の時々諸個人の総和以上のものであるとはいえ、諸個人の全体も国家を構成するのである。どの個人も国家の構成員であり、国家はその市民の生活と志向の外部に形而上学的なものとして存在するのではない。全体意思は、——もちろん個人の意思の単なる総

和ではないにしても——すべての個人の意思以外ではない。国家の意思に従うだけでなく、その形成にも加わる権利により、国家に属する者は国家の構成員あるいは国家の機関の地位につく。これを特に能動的公民権 (active Staatsbürgerschaft) と呼ぶ。能動的市民 (Citoyen) が単なる国家成員と区別されるのは、共同社会に対するその関係が、臣民の場合のように義務だけでなく、公民の場合のように権利だけでなく、国家に対し希望し行動する権限を持つものであるところに示される。この権限は、全権であって、単なる権利でなく、同時に委託であって、単なる義務ではなく、同時に権利と義務である。この権限を個人の公民としての権利に対置して「政治的権利」と呼ぶのは不正確である。これはつねに同時に義務の契機も含んでいるのである。

この基本概念の素朴な取り違えによって、政治的な説明において多くの概念混乱が見られる。特に、次節で述べる自由と不自由の問題を議論する際には、そうである。「臣従性」に対する正当な闘いに際しては臣民の地位が拒否されるが、それなくしては共同体は存立しえない。国家成員の市民的権利が政治的な公民としての権利と混同され、機関としてのこの権限は再び私的な権利と同様に扱われる。われわれの政治的思考の整序にとって、技術的な法的応急措置を厳密に理解することが非常に重要であるので、われわれは法学者による用語法に頼る。国家における個人の役割と国家に対するその位置はいわゆる地位 (status) である。今日では個人は、同時に、臣民としての地位 (納税者)、市民としての地位 (法廷での原告)、機関としての地位 (選挙人) にあり、また同時に国家の外にある (「思想には税は課せられない」)。最後の役割、すなわち国家からの自由は、消極的な地位 (negativer Status) である。積極的な地位 (Der positive Status) は、国家成員 (civitas, Zivität) の状態であり、一方では機関の地位 (いわゆる能動的あるいは政治的な市民 aktive oder politische Zivität)、他方では市民 (Bürgerschaft) の地位 (積極的市民 positive Zivität) と臣民の地位 (受動的市民 passive Zivität) とからなっている。今日では同じ個人の多様な役割であるものが、かつては世襲的地位であった (「身分的」社会秩序)。

国家内の諸集団、すなわち市町村、コルポラチオン、同輩団体もまた、その中でこの4重の役割を果たしている。それらは、国家の援助と干渉なしにその利益を満足させるかぎり (固有の影響圏) で、国家から自由であり、国家に義務のあるかぎり、国家に従属し、権利能力と訴願能力のあるかぎり、法人格としての公民であり、最後に、任官権と選挙権によって国家意思に参加し、あるいは国家業務の委託によってその遂行に参加するかぎり、国家機関である。この基本的な法関連において、個人とすべての社会的集団との間には、何の違もない。

しかしながら、四つの機能のすべてが同様にすべての集団に委ねられるわけではない。そこから組織形態の非常な多様性が生ずる。国家から自由で、法人格も政治的権利も持たないような諸団体が知られている。たとえば、そのような諸団体は、国家的行政管区の住民である。福祉行政官庁はこの団体のために活動せねばならず、団体は救済の対象である。国家は管区の住民に対して共通の利益を承認し、国家機関に世話を命ずる。団体そのものは、自治的代表機関がなく、すなわち自分の機関が存在しないので、団体としての権利も義務も持たない。この種の諸団体は、受動的—公法的団体 (passiv-öffentlichrechtliche Verbände) と呼ばれる。

国家は、たとえば自己行政の権利のような個々の権利を、諸団体に認めることができ、たとえば団

体のために租税分担額を規定し、個々人への割り当てを団体に委託することで、義務を課することができる。疑いもなく、この場合でさえ国家は、個々人から租税を取り立て、個々人を義務主体にすることができたであろう。同様に国家は、わが国の帝室直属地がかつてそうであったように、選挙権を団体全体に認めるか、あるいは個々の団体構成員に直接認めるかという選択をする。これは能動的—公法的団体 (aktiv—öffentlichrechtliche Verbände) と呼ばれる。

だからわれわれは、まず義務主体であることを捨象して、権利主体の役割において団体を見る。次に、権利主体であることを捨象して、義務主体の役割において団体を見る。第三に、同時に二つの役割において見る。多くの諸団体は、上の場合の帝室直属地のように、国家意思の形成と遂行に参与している国家機関である。他の諸団体は、社交上のクラブのように、完全に国家から独立している。

四つの考慮に関して、どの位置がある集団に認められるべきかは、国家の恣意に委ねられるのではなく、集団の利益の性質から明らかとなる。たとえば、国家は企業家団体を国家機関にすることはできず、産業行政の権限を任せられることができるだけである。国家は労働者の利益と企業家の利益に同じように配慮しなければならず、それゆえその利益が企業家の利益に一致することはないからである。国家は企業家団体を国家から自由なものとして取り扱い、公共の利益を損なわないかぎり、生産の組織 (カルテル) をそれに任せておく。だが市町村の利益はたいていは国家の利益でもあるので、そのかぎり、国家は市町村に国家の機関として自己行政を認める。同様に国家はかなりの課題について地方を国家機関に任ずるが、他の多くの課題については任じない。地方の利益は国家利益としばしば対立するからである。それに対して、国家利益に抵触しないような案件については、国家は地方を国家から自由にしておき、勝手にさせておく。宗教的な事柄について宗教団体を完全に国家から自由にしておくことは、国家にとって危険なことではない。国家は賢く振る舞い、国家が調停できない諸対立を国家外の生活に置き、それによって宗教闘争を国家にとって無害のものにするのである。教会は全体としては国家に臣従するものではないが、個々の信徒は、誰でも世俗の事柄について、国家の臣民である。世俗のこと (temporalibus) については、あたかも諸個人だけが存在し、団体は存在しないかのように、国家は教会を遇する。ある種の手続き (台帳記入、婚姻締結) については、国家は教会を国家機関として利用する。

それにもかかわらず、この例が示すように、社会的諸集団においては、単純に公民であるとか臣民であるとかはあまり重要ではない。それらにとっては、国家から自由であることと国家の機関となることが重要である。

国家においてある社会集団が国家の機関となるやいなや、すなわち国家的権限を振るうやいなや、それは国家に参与し、国家と同等に振る舞うことになる。もちろんその場合、非常に多様な段階区分が可能で、歴史においては、台帳記入をする教会から、君主を破門し国家の上に立つ教会までが、現われたことがある。その場合、その集団が、統一した立法と行政の枠内で、つまり統一国家の枠内で、個別の委託された権限だけを持つのか (自己行政)、あるいはそれが国家高権を汲み尽くすほどの権限を持つのか、ということを区別しなければならない。ある種の高権 (領域高権、財政高権等々) は国家の本質的な指標とされている。そのような高権がある団体に承認されているならば、それは明白な国家的性格を持つことになり、それは国家の中の国家となり、共同社会は複合国家とな

る。その結果、抽象的には国家に属す諸機能は全体と構成部分とに分かれるように思われる。全体国家は国民（Volk）の共同体利益の一部だけを実現し、他の利益の保護を構成国家に委託する。これこそ上述した利益分裂の完成した形態である。その基礎にある事実、各個人の生活、たとえば、一方では精神的能力を、他方では肉体的能力を上昇させるために、科学団体とスポーツ団体に同時に属している男の生活のなかで、何度となく示されている。現代の強力な連合への衝動は、分業と結びついて作用し、多様な集团的欲求のどれにも対応して、多様な団体がつくられるという事態を引き起こしている。

しかし、利害の分裂が広がり、統一国家を引き裂くことができるほどになるのは、いつのことだろう？ 利害の分裂が——支配者の政治的な賢明さを前提とすれば——、国家からの分離と完全に新しい共同社会の形成を要求するほどになるほどに、強くなることは稀である。どんな国家でも、落ちぶれてしまわないかぎり、同じようにある種の任務を受け入れ、遂行している。人間と財産の保証、「安寧と秩序」の保証は、文明化されたすべての共同社会の任務なのである。そのような目的に限定され、その他の点では編入した共同社会を完全に自由しておくような、世界国家の立場から見て「国家から自由」であるような、唯一の普遍的世界国家を考えることは、今日すでに可能であるかもしれない。同様に、その権限をすべての諸民族（Nationen）に共通する利益の遂行に限定するかぎり、いかに困難な状況であっても、オーストリアの全体国家も考えることができ、正当なものである。英国、オーストラリア、カナダが、インド等とともに政治的な統一体を形成することができるのだから、まとまったハプスブルク諸邦がそうできないことがあるか？ 王統、言語、歴史の事情により、キューバは母国にとどまることはなかった。独立戦争によって教訓を得た賢明な英国は、最大の自己感情を持つ民族（Nation）であるフランス人がカナダの人口のほぼ半分をなしているにもかかわらず、自己規制によって、カナダ自治領を今まで確保している。国家の生存において、公的諸制度が賢明であるか愚昧であるかは決定的な要因である。諸機構が国家の運命なのであって、個人がそうであるのは稀なことである。まず国家の憲法制度は、社会的な集団に権限を配分するのに役立つ。公的諸制度の組織の賢明さは、配分の正しさのなかに示される。

第29節 民族的自由

資本主義経済発展により、過去半世紀に、国家に対する個々人の法的位置だけでなく、諸民族の法的位置も変化した。三月前期には、絶対主義的国家学説の見解に従って、国家権力は国家成員および臣民としての諸個人（積極的市民と受動的市民）を認めていたにすぎない。ヴィーン三月革命の後に、さしあたりは特権層だけであったが、はじめて国家成員は、国家機関となり（能動的市民）、1907年の選挙改革によって、ようやくすべての成人が能動的市民となった。同時に、諸民族（Nationen）は経済的な上昇を開始した。独立農民層や市民層、自己の知識人層や自由業者、それと並んで活動的な多数のプロレタリアートが発展してくる。この途上のどの発展段階においても、諸民族は、国家への参与の機会の拡大と、帝国議会、領邦議会、市町村への影響力の増大、また官僚制への進出の強化を果たした。

このようにして諸民族（Nationen）が経済的・文化的に獲得するものは、国家から独立した財産で

あり、国家に対する権限の持ち分は、事実上 (via facti) 獲得した所有物にすぎず、決して法的に確認されたものではなく、諸政党のその時々力によって保証されるにすぎない。どの民族も、獲得物を確保し拡大するためには、つねに武装した政治的権力集団を保持する必要がある。どの民族にも適量を配分して、保証してくれるような法秩序は、国家内に存在しないからである。オーストリアの諸民族は、国家全体に対して何らの明確な法的位置も持っていない。彼らは、法学者が無秩序な共同体 (societes inordinata) と呼ぶものを、共同で建設している。そこでは全体の法領域と成員の法領域とが区別されず、それゆえだれも非常に多くのものを所有し、万人に対する万人の闘いのなかでその都度わがものだと僭称し、言い張るのである。オーストリアの内政の主要課題は以下のことにある。国家に対する単なる事実上の権限の持ち分を法的な持ち分にすること、それによって争いから引き離すことは、可能であろうか？ われわれが民族的権力闘争を回避するような法秩序は、一体可能なのだろうか？

この分野の議論に入ると、ただちに次のような異論がわれわれに唱えられる。民族 (Nation) は自由であり、民族は自決権を持っている。——なのに、どうして民族は、民族そのものとは別のものである国家に従属すべきなのか？ 前に詳述したことからいまや簡単に言うことができるのだが、この異論の主張によれば、民族は絶対的に国家から自由であるべきである。絶対的とは、一定の限定された権限においてではなく、どのような事柄においてもということである。民族が一部の権限においても国家から自由でないならば、この権限の内部では国家の臣民になるということは疑いないからである。だが国家の臣民であるということは民族の自由とどのようにして結びつけられうるのだろうか？ ここで提出される問題は、自由と民主主義一般の本質に関わるものである。広く受け入れられている通俗的な理解は、民主主義をすなわちどのような強制もないこと、個人が完全に拘束のないことと理解している。それによれば、個人は真の主権者なのであり、個人のどのような性質の従属や束縛もすなわち奴隷状態である。このような思考は無政府主義の教義を支配し、この完全な無拘束性、国家からの絶対的な自由は、無政府的な自由概念を特徴づけている。

ここで個人に適用されているのと同じような教義が、国家内の社会的集団の扱いにおいて、見かけではより正しいものとしてしばしば繰り返される。だから市町村、県 (Kreis)、領邦は、国家に先行し、それに優越し、事情によっては国家からの完全な自由の権利を享受するものとされる。この領域団体が国家からできるだけ独立し、離れているならば、民主主義は現存するように思われる。この形態の民主主義、すなわち「団体の自由」は、地中海諸国の思考においてさえ優勢であり、それによって価値のあるものだと思われる。他方、フランス学派は、民主主義を今日ほとんど個人的な自由とのみ理解している (ルソーとブルドンはそうではない)。同じ誤りが、信仰や民族のような別の非領域的団体や共同体を国家に先行させる。この理解によれば、これら諸コルポラチオンが主権者であり、国家は解約権と留保権を持つ諸コルポラチオンの自由意思に基づく結合である。諸コルポラチオンは、それゆえ完全に国家から自由であるか、あるいは少なくともほとんど国家から自由であるというのである。なされる留保については国法史からよく知られている。無効権 (jus nullifkandi) は、上位権力の決定をいつでも無効だと宣言する権利であり、離脱権 (jus secedendi) は、自分の決定でいつでも共同体から離れる権利としての離脱の権利である。この理解では、わが国では議会とい

う基礎のうえに、二つの制度が示されているが、その完全な意義について正しく理解されたことは決してない。まず第一に妨害である。これはわが国で戦前に、多数者の決議をあらかじめ無効にするために留保される議事妨害という当然の権利となっていた。第二に議会ボイコット、すなわちある民族（Nation）の全代議員の示威的な退場である。これは分離のほのめかしであり、多数者のどのような決議をも道徳的に拘束力のないものと宣言するものである。彼らの考えでは、議会でのこれらの武器は、国家からの民族の絶対的な自由を要求するものである。これらの要求は、国家内での自由を目指すものではなく、国家からの自由を目指すもので、国際法における人類の今日通常の状態としての諸民族の無政府的な共存を、多民族国家内部でも前提としている。

個人の国家に対する関係と同様、諸民族相互の関係でも、無政府状態と民主主義とはしっかりと区別されねばならない。

民主主義は多数の人間を行動する統一体に結びつけようとする。ここでは統一が問題なのであり、個人は問題ではない。民主主義は組織をつくり、個人を組織に組み入れようと努める。それは組織の利益を重視し、その利益において規律、すなわち服従と犠牲とを要求する。だから民主主義は無政府状態の反対物であり、至高の（主権を持つ）個人はその目的でも手段でもない。諸民族（Nationen）の共生にとっても同じことが当てはまる。諸民族にとって民主主義が冗談になるべきではないのなら、歴史の過程で市町村、県、領邦が国家全体に編入されているのと同様に、より高次の共同社会への諸民族の組み入れが必要である。どの個人、どの市町村、どの領邦、どの民族も、自分は自由でいたいし、法律も、政府の権力も認めないと言うことができるなら、議会を選挙し、それに立法を任せるとは、明らかに馬鹿馬鹿しいことであろう。民主主義的な議会と責任ある政府を前提とすれば、従属は組織的な必要である。政治的思考においては、無政府状態がしばしば民主主義にすり替えられることは、よく知られている。市民的リベラリズムはこのようすり替えを完全に免れてはいないし、国家の万能や国家への隷従という悲鳴がそれを証明している。

だがどうだろう？ 民主主義が服従や強制を要求するとすれば、それはどこまで自由のシステムと呼べるのか？ 民主主義は不自由でもあるのか？ 共同体が束縛し、それゆえどの共同体成員もその至高の意思に従ってそこから離脱することができず、彼を強制しようとする手段を拒絶することができず、自分には無効であると宣言することができないのなら、彼はなおどこまで自由であるのか？ はっきりと感じられるように、ここには別の自由概念が紛れ込んでいる。政治的自由と呼ばれるものは、無政府的な自由とはまったく別のものなのである。

どのような共同体も特定の共同体目的に制約されている。普通は特定の行動においてのみ服従が要求される。まず今日の公法は、国家から自由な範囲を法律のなかで認めていて、権力は介入することができない。その内部では、個人は国家公民ではなく人間とみなされている。どの憲法も、フンボルトの言葉を用いれば、国家権力の限界、それゆえ個人の絶対的自由権をあらかじめ考慮している。その範囲内では自分自身以外の誰にも責任を負わない。いわゆる「人間の権利」にほかならない。どの共同体もその共同体目的を厳密に区別し、国家外の範囲、無政府的な自由、個々人の自律（Autonomie）を厳密に保護するようにしている。個人の自律は、共同体の限界すなわち民主主義の限界でもあり、その外部に存在する。その「人間の権利」は民主主義に消極的な面でしか関係を持た

ない。団体の内部での自由，すなわち政治的自由は，アリストテレスによれば，「一部は支配すること，一部は服従すること」のなかに，すなわち団体の支配および負担と犠牲に参与することのなかにある。

したがって，どの個人も国家の成員であることだけでなく，国家機関でもあること，臣民であるということと機関としての性格が均衡をたもっていることに，政治的自由は存する。国家臣民としては税を負担し，国家機関としてはそれを承認し，取り立てる。臣民としては兵役義務を果たし，国家機関としては戦争と平和および軍事力の使用について決定する。能動的市民であることと受動的市民であることのつりあいが政治的自由の程度を決める。支配と服従への参与のつりあいは民主主義の政治的理想である。それは市民の権利と義務に重心を置き，無政府主義の合い言葉である人間の権利はあまり重視しない。市民の義務は共同体への奉仕であるが，能動的な市民の権利は共同体の支配への参与である。民主主義的政治は，市民の権利と義務を全員に等しく分配しようとする政治的な努力である。至高の（主権を持つ）諸個人の無政府的な共存ではなく，同等の権利と義務を持つ全員の共同体，整序された編成が，民主主義の自由の理想である。

諸個人について言えることは，多民族国家における諸民族（Nationen）についても言える。

ナショナリストは，民族的な自由を，国家からの自由，主権を持った諸民族の共存と理解している。諸民族（Nationen）はどのような結合にも反抗し，より上位の全体に編入されることを望まず，たとえ自分のまわりの世界を荒野に変えてしまおうとも，無政府的な非拘束性を主張せねばならないと考えている。民主主義が諸個人を共同体へ結合させるのと同様，民主主義は支配，服従，団体目的への参与による諸民族の有機的な結合をも必要とする。諸民族から構成される共同体を想像することができない多くの民主主義者の見解は，彼ら自身を不正に，あるいは暴力に味方すると宣言するものであり，人類の唯一可能な秩序としての主権を持った民族国家の幻像に固執し，その思考において無政府状態に広く扉を開いている。多民族共同体は，政治的な自由思想を何ら害することなしに，可能であり必然である。それはむしろ最高の段階の政治的自由の実現なのである。

もちろん多民族共同体は，どの人間組織とも同じように，共同体目的に制約されている。国家それ自体が個人を廃棄せず，国家の秩序の範囲と並んで個人的自由の範囲を，すなわち国家から自由ないわゆる「人間の権利」を置くように，多民族団体はこの団体にとって避けられない問題に限定され，諸民族（Völker）にこの団体から自由な民族の権利をそのままにしておかねばならない。社会主義者は，まず固有の権利のこの自由の範囲を考え，しばしば「民族自治」について語る。どの結社も独立した自律的な（autonom）諸個人を構成員として前提しているように，多民族団体は，独立した自治的な（autonom）諸民族を，すなわち公法的権利を持つ人格，公的法権力の担い手，全体と結合する統一体としての諸民族を前提とする。すなわちそれは概念としては連邦国家のなかの構成国家である。だから，われわれのブリュン綱領の要求は，オーストリアは多民族連邦国家（Nationalitätenbundesstaat）の憲法体制を与えられるべきである，というものである。それは民族的自治の思想の論理的帰結である。

ヴィルヘルム・フォン・フンボルトは，有名になった研究で「国家権力の限界」を設定しようとした。「超民族的（übernational）な」国家と「民族的（natioal）な」自治の境界を設定し，まず諸民族

(Nationen) の人間の権利の内容を確定することが、オーストリア将来の憲法体制のためのフンボルト的人間の任務である。だがその次に、公民権、すなわち共通の支配および共通の義務への参与を限定することが問題になる。それによって諸民族 (Völker) のもとの民主主義がはじめて実現されるのである。

したがって能動的な公法的団体としての民族 (Nation) は、まず二つの法領域に、すなわち相対的な自決権 (Selbstbestimmungsrecht) を行使する国家からの自由の領域と、さらに地方権力および中央権力に参加し、すべての他民族と共同して民族的共同決定権 (Mitbestimmungsrecht) を行使する領域とに存在せねばならない。自決権の領域は、最も厳密な意味での民族自治 (nationale Autonomie) の領域である。この表現を厳密に法技術的な意味で正確に理解するなら、自治とは確かに多民族国家における民族の権利の半分にすぎない。人間の権利を表現するだけで、公民権は表現しないといってもよい。多民族国家における民族の政治的公民権は、相応の共同決定によって初めて確立される。この共同決定は、法学的には自治ではなく、「不可分の部分の共同支配 (condominium pro parte indivisa)」、すなわち共同支配権を分かつずに手に入れることである。ブリュン綱領が述べている民族的自治は、二つの法領域を意味している。政治的綱領としては、民族自治は相応な共同支配をも含んでいる。この場合は、個人の法的位置と完全に類比できる。民族は、多民族国家においては、能動的な公法的団体として相応の共同支配権を保持して、すなわち全体国家を共同統治して、はじめて政治的な自由を持つのである。単なる民族的文化同輩団体の表象だけでは不十分である。民族法の整序されない今日の状況におけるオーストリアでは、どの民族も、ある意味で議事妨害とボイコットを主張する口実をいつも持っていることは明らかである。だがそれにもかかわらず、政治的な民主主義は必然的に二つの基本要素、すなわち機関であること (Organschaft) と臣民であること (Untertanschaft) とをそれぞれ自身のなかに含んでいることを確認せねばならない。国家制度が諸民族に機関としての存在を完全に保証するならば、諸民族は臣民としての存在を受け入れなければならない。すなわち無効権と離脱権、つまり議事妨害とボイコットとを放棄しなければならない。諸民族がこの義務を負うのを拒むならば、逆に国家権力は共同決定権を認めるのを思いとどまる権利を持つであろう。すなわち民族と多民族国家の間の法の絆は切れ、むき出しの権力闘争が宣せられる。このような国家と民族の間の道徳的な状況で、ある種の戦争現象が現われる。この状況そのものは、法の彼方にあり、それゆえわれわれの研究にとっては直接の対象にはならない。この状況がありうるということは、諸民族にとっても政府にとっても警告でもある。一方における諸民族の臣従の義務、他方における諸民族の自決権と共同決定権を整備する国家の義務、この二つは、他方の価値と意義がなければ、一方の価値と意義もないような対応物なのである。この観点から見れば、戦争までのオーストリアの諸民族と政府とは、同様に責任がある。今日、責任問題の名のもとに、政府だけに責任を負わせるのか、諸民族だけに負わせるのか論議するのは、馬鹿馬鹿しいことにすぎない。むしろ、両者が責任を負い、両者が新しい民族の権利に取り組み、国家と諸民族、全体と構成部分の両部分が適当な力を持つような法秩序をつくり出すことが重要である。

このような将来の姿からわれわれがまだいかに隔たっているか、この懸隔を否認することや小さなものと描くことほど危険で愚かなことはないことは、よくわかっている。だが「民族的自由」の問題

において、ツァーリのロシアや西欧の帝国主義の支配構造を理想だと言明する勇気を誇示している者たちに対しては、オーストリアが普通選挙権への改革でその目標への道を踏み出したことを言う義務がある。そして民主主義的な感覚によって、混合民族国家そのものを不可能だと認識せねばならないと信じている者たちには、民主主義的な諸民族共同体そのものが可能であるだけでなく、反動的なものでないだけでなく、むしろ将来のインターナショナルへの必然的な前段階であるということが特に強調されねばならない。

オーストリアの諸民族 (Völker) にとって共生の法を見いだすことが重要である。その際、多くの誤りと多くの困難が彼らの前に立ちはだかる。だがそれを見いだすのに、より真剣に取り組むほど、その困難な仕事に別の願望を混入させることが少ないほど、彼らはよくなし得るであろう。

第30節 民族の統一

受動的な言語—文化共同体から覚醒した自己意識と成熟した全体意思への民族 (Nation) の歴史的発展をつうじて、行動する人格が現われる過程は、民族の自由だけでなく、その統一をも志向するものである。民族 (Nation) が行動することができるためには、能動的な民族集団 (Volkheit) としての統一が必要である。数百万のばらばらの個人から世界史に関わる行動的な巨大統一体を形成する歩みは、人類史上の最も注目すべき目立った集団形成過程の一つである。それは二つの方向で統一体をつくり出す。それは複数のものを統一し、一つの法人格をつくり、それに明確な法的規定を与える。それによって民族は国家となり、あるいは少なくとも国家相当のものとなる。その場合、一民族集団の物理的な存在から、二つ以上の国家的統一体が形成されるということを排除しない。この重層的な統一体が、民族の自治権と共同決定権の担い手であり、統一過程の法的側面は、実質的には国家内部および国家をめぐる民族の歴史的な闘争として現われる。民族理念は絶対主義的国家観や身分的国家観に打ち勝ち、空間的に与えられた国家の枠内で近代民主主義を創設する。しかしこの統一への志向は第二の意味を持っている。民族的思考においては、歴史的な国境や一時的定住領域に関わらず、すべての民族成員をまとめることが要求される。だから、ドイツ語が聞こえる限り、ドイツ人は一つであるべきである。ここでは統一とは、全体性の意味で理解される。民族全体がそうであるべきで、その一かけらも民族共同体の外部に残ってはいけぬ！ 言語によって文化共同体に属する者は誰でも、同じ民族の構成員であるという感情に捉えられ、籠絡され、さらにその感情は、歴史上のある時に民族国家の先駆形態に繋がっていた領域にまで広がり、近隣領域のただなかへ境界標識を移そうという願望が生ずる。民族の全体性の要求は、ブルジョア時代の最も強力な推進力であり、ヨーロッパの地図を塗り替える。

民族統一の理念はまず民族 (Nation) の閉じられた定住領域のなかで成長し、従来の小国家あるいは地方区分を克服して統合しようとするだけである。それが成長の途中である限り、民族 (Nation) は自足的であり、閉じられた定住領域に満足している。だがこの統一が達成され、堂々たる勢力としての本国が歴史に登場すると、分離され他国に編入された領域では、統一理念は二倍の情熱をもって鼓吹される。オーストリアのイタリア人の手本にしたがっていまや世界中に広まっているもの、すなわちイレデンタ (Irredenta) が登場する。テラ・イレデンタ (Terra irredenta)、すなわち未解放の領

域は、分離された民族の断片と呼ばれ、民族の統一への衝動はイレデンティズム（国土回復主義）という政治運動として現われる。このような衝動は、たとえその衝動が意識の閾を超え、単なる思考から政治的な意思と政治的な行動へと繋がることは、どこでもいつでもあることではないにしても、自然に生じるものであり、引き離されたどの民族部分の潜在意識にもまどろんでいる。この動機は強い対抗的動機によって完全に制限されることがありうる。国家への共属意識がイレデンティズムの感情を意識の閾の下に封じ込めているドイツ系、イタリア系、フランス系のスイス人の場合はそうである。ベルギーのフランス人やオーストリアのドイツ人の場合のように、地理的および歴史的な理由で、彼らが支配する例外国家の利点が許されているような、本国と切り離されていても数と力を持つ民族部分は、その補償としての国家という性格の保持に満足している。また彼らは国家制度に庇護されているので、意識的にイレデンティズムから免れている。だが、そのような政治的な対抗動機は、決してイレデンタの動機をきれいさっぱり意識のなかで消し去るほどには強力ではない。歴史的運命が変われば、時には統一への衝動が再び呼び覚まされ、支配的な動機となるであろう。

言語島や離れた移住地でのばらばらな民族の破片の場合や、広い世界に離散したいわゆるディアスポラの場合には、共属意識はまた違った形で現われる。この集団においては、情熱的な愛着と民族的特性の放棄の諦念との間で、感情が揺れ動いている。その場合、この状態にある様々な諸民族は、民族感情（*Nationsgefühl*）について非常に異なった確認の仕方、たとえば新しい環境への同化（*Assimilation*）について異なった才能を示す。北米合衆国という土壌は、あらゆる民族の巨大な大衆がアングロ・サクソンに民族的に同化する例を示している。

民族（*Nation*）の大きさと力にとって、閉じられた定住領域（母国）、外部領域、ディアスポラの間関係は、少なからぬ意義を持つ。だが歴史的には、民族の絶対的大きさだけでなく、地表上への広がり、その布陣が問題となる。有利な空間配置の結果として、数的にそれほど大きくない民族が、数においてはより大きいが不利に配置された民族よりも、世界においてずっと大きな力を手に入れることができる。今日なお、ヨーロッパの諸民族の布陣は、元々の占拠によって、1500年前と同様に規定されている。エスニックな地理についての非常に詳細な研究は、言語境界はおよそ500年前からもはや本質的には変わっていないという驚くべき事実を示している。明らかに、このことはわれわれの土地所有体制の固定と関連している。もちろん先の世紀には、資本主義的経済様式の結果、土地からの新たな分離が現われた。確かにいわゆる国内移住は普通は歴史的な言語境界を変えないが、しかし新しい言語島、新しい移住地、新しいディアスポラをつくり出す。だがより重要なことは、アメリカと東インドへの海路の発展とともに起こり、それ以来途切れることない海外への転出の影響である。それによって、ヨーロッパ諸民族（*Völker*）の大きな潮流は東西の海岸を超えて、未開人や野蛮人の領域への新たな占拠による移住植民地がつくられた。ヨーロッパ諸民族（*Nationen*）のうち、まずスペイン人、次にオランダ人、さらにフランス人、最後にアングロ・サクソン人種（*Rasse*）が、飛躍的に世界中に広がる。この拡張は運命となり、これらの諸民族の僥倖となる。商業移住と工業植民が、純粋な移住植民地に踵を接し、民族の経済範囲を測り知れないほど広げる。この拡張こそが、個々の諸民族の民族的理念を世界支配という歴史的使命の観念にまで押し上げるのである。かくして不断の成功により、アングロ・サクソン人種の共同意識においては、世界支配の使命の確信は、素朴

にも自明なものと感じられる。ロシアのまだ若い民族意識の形成もそれほど違わない。

かくして、イギリスとロシアはその民族的発展において、一方が無限に広い大洋に隣接し、他方が遮るもののないステップに隣接し、その拡大志向には何の制限もないという事実によって、まったく有利になっている。すべての諸民族 (Nationen) がこのように幸運であるのではないし、多くはその布陣においてまったくの歴史の不運をこうむっている。ユダヤ人を民族と呼ぶことができるなら、ユダヤ人がそうである。この点では、ドイツ人もヨーロッパの不運な諸民族 (Völker) に属している。彼らは、定住者のいない土地にも現実に自由に航行できる大洋にも隣接していない。どの境界も古くから占有されている文化国に接している。その民族集団 (Volkheit) の大きな部分が別の国家体制のうえに散らばっているような民族は、他にはない。ドイツ民族は、オーストリアに1000万人、ハンガリーに200万人、スイスに300万人、バルト諸地方に50万人、ボルガ、ベッサラビア、ロシアのその他地域のまとまった定住地にさらに数十万人がいる。それに加えて、数百万のドイツ人がアメリカの地でアングロ・サクソン人に同化し、数百万人が、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、オランダに属している。これらのドイツ人は、確かに人間のおよび政治的には評価に値するが、民族的観点では不利な特性、すなわち同化しやすい才能、その国境内で生活している国家への自発的献身の傾向を持っている。だからロシアにおけるドイツ人とハンガリーにおけるドイツ人とは、昔から他民族の国家に恭順であり、世界の他のどの民族よりもイレデンティズムに向かう傾向が少ない。

布陣、同化の才能、イレデンティズムへの傾向に関して諸民族 (Nationen) の間にある偏差は、かなりの部分で多様な民族的性格 (Nationalcharakter) を形成するだけでなく、世界における諸民族の実際の位置と力とに影響を与える。だが、それだけが決定的なものではない。民族統一の理念は、乗り越えることが困難な制限に、あるいは乗り越えられない強固な制限に、至る所で行くわす。歴史が民族的な文化の共同体とは別の衝撃力によってより強く支配されているのは明らかである。私は、別の場所^[原註1]で、今日なお諸国家はまず第一に防衛共同体と理解されるべきであり、それゆえ海岸、山脈、水路のような軍事的防衛線が今なお国境をなすということを述べたことがある。しかしながら、この国家を形成し国境を設定する要因は、今日では部分的に歴史に属するものとなっている。今日国家の拡大と限定を引き起こす最後のそして最深の根拠は経済生活である。国家領域は今日なによりも完結した経済領域である。軍事的および経済的な必要は、一方では民族的違いを無視して地表の諸部分を統合し、他方では民族的定住領域を引き裂く。経済は民族に優越するのである。今日では、経済が国家を形成するのであり、言語が形成するのではない。経済は諸民族の運命となり、ある民族を持ち上げ、別の民族を引き下ろす、ある民族には世界強国の紫衣を着せ、別の民族からは国家という状態を奪い取る。まさにこの運命こそが、ある民族を大胆な前進という無鉄砲に向かわせ、別の民族を捨てばちの防衛の決心に向かわせるのである。

この競争において、様々の諸民族 (Völker) の民族的統一への志向は、非常に異なったものとなる。威信のある世界的立場にある大民族は、断片のかけらをそれほど重要なものとは感じない。それに対して、統一権力でさえその存在を保証するには今なお弱いような小民族が、最後の人を共同体に編入するのにも差し迫った利害を持つのは当然である。この事情は、チェコ民族 (Volk) がなぜあれほどの情熱を持ってディアスポラのために闘うのか、ハンガリーのスロヴァキア人の編入をなぜ断念

することができないのかを説明する。だから、小さな諸民族（Nationen）では、民族的統一の理念は、圧倒的かつ明瞭で、民族的自由の理念よりもずっと強力である。彼らは、その民族として（Volkstum）の大きさと結集のために、一時的あるいは持続的に主権の制限に従うことがある。そのような点から、民族の統一と自由の間の対立が生ずることはまれではない。ロシアのポーランド人は、民族の統一を勝ち取るために、すんでのことでツァーリズムの不自由のもとに屈服するところであった。戦争の勃発のときに、ロシアのブルジョアは、民族の拡大という代価を払って、民族の自由を放棄しようとした。どの民族でも、どの歴史的局面においても、この対立は存在するが、戦時にはそれは至る所で根源的な力をもって現われる。ドイツの民主主義は——ドイツ帝国を再び「ドイツ人の諸種族集団（Völkerschaften）」に解体し、しかも同時に共和制的国家形態で祝福するという——脅威と約束に、ある意味では統一と自由の選択に直面し、そしてまず統一を選ぶと決定した。この決定はカントの思想（永遠平和の小冊子）にまったく一致する。故郷での最悪の暴政は、異民族支配よりもまだましである。暴政は内部から克服することができるが、異民族支配は民族の滅亡をもたらすおそれがあるからである。この見解はもはや完全には妥当しないが、なお真実の多くを含んでいる。

われわれがこれまで叙述してきた諸事実は、それが法にとっての基礎となるかぎりにおいてのみ、興味深いものである。ここでは、次のような問題もある。法は、民族統一の志向を実現するための、あるいはこの理想にできるだけ近づくための応急措置を、どの程度まで諸民族（Nationen）に与えるのか？ これまでこの意味では、民族国家がどの民族にとっても最上の措置、最高の要求である、と理解されている。少なくともそう見えるし、適当な防衛領域および経済領域でもある閉じられた定住領域に住む諸民族にとっては自明のことである。北欧諸国はこの幸運な状態にあり、フランスも四つの境界のうち三つでそうである。しかし閉じられた国民国家が統一理念の実現をまったくもたらさない諸民族が存在する。なによりもまずドイツ民族（Nation）がそれに属する。ドイツ人の民族国家は、ビスマルクがつくったような国境の形状とは別の形状では、軍事的・経済的にほとんど存在不可能である。この民族国家は、民族的統一の要求をまったく満たしていない。そしてヨーロッパにおけるドイツ人という存在（Deutschtum）と同じ状況にあるのが、より狭い領域にいるオーストリアのドイツ人という存在である。オーストリアのドイツ系帝室直属地を特別な民族国家に改造したいのなら、オーストリアのドイツ人は、多くの価値ある外部領地と移住地を放棄しなければならないだろう。プラハやブリュンのドイツ人は、確かに経済的および文化的には、アルプスの多くの帝室直属地よりずっと大きな意義をもっている。主権を持つ閉じられた民族国家へのオーストリア・ハンガリーの解体は、ドイツ人の統一にとっては、1867年に二元化が与えた重大な衝撃の再来であり、その倍加であろう。それは、ジーベンビュルゲンのザクセン人のような数世紀にわたる閉じられた居住地の200万人のドイツ人を、君主国の他のドイツ人とのすべての関連と切り離し、別の言語を話す民族国家であるハンガリーに編入した。確かにこれらのドイツ人は民族としては滅亡しなかったが、政治的には無力になった。オーストリアのドイツ民族にとっては、1867年という年と、かつてドナウ君主国であった一つの多民族国家から、二つの偽りの民族国家、すなわちドイツ人のオーストリアとマジャール人のハンガリーを建設する試みとは、利益ではなく、重大な損失であった。ここで初めて明らかになったのは、民族国家は必ずしも最高の理想ではないし、少なくとも民族の統一に合致するものでは

ないことである。1867年により賢い政治がなされていたと考えてみれば、あるいはより都合よく、1849年に帝国全体の枠組みのなかでクレムジールの綱領が実現されていたと考えてみれば、フォアアールベルクからジーベンビュルゲンのブルツェンラントまで、ゴツェーからツイプスまで、フリートラント公国からバナトのドイツ人地区に至るすべてのドイツ人諸地域（Gau）が、帝国に直接に属し、その民族的特性を保証され、互いに自由に結びつくことができたであろう。したがって、首尾一貫して実行された多民族国家は、オーストリアのドイツ人を、考えうるどのような民族国家形態よりも民族的統一の理想に近づけたであろう。この君主国のなかで明らかになることは、全ヨーロッパのなかでのドイツ人の位置に関しても確認される。古い国境ではなく、民族自治を基礎にして、ヨーロッパ連邦が実現されるという大胆な仮定をしてみると、ヨーロッパのドイツ人たちは民族国家——それはその権力の3分の2しか代表しない——を持たないが、バルト海峡からアドリア海とザンクト・ゴットハルトに至り、フリースランド諸島からヴォルガ河や黒海の地方に至るまでのすべてのドイツ人の完全な統一を手にするであろう。特に帝国のドイツ人が数十年にわたって陶醉してきたような民族国家としての発展は、最良の解決策ではなく、われわれの民族的発展の最後の言葉でもない。民族そのものがその権利をよりよく獲得するようより高い国家形態が存在するのである。そこで民族は最高の民族統一と最高の民族的自由とを獲得するのであるが、無政府的な自由ではなく、政治的な自由という意味においてなのである。

ヨーロッパの諸民族（Völker）がこの新しい見通しを受け入れうるようになることが重要である。彼らが今日すでにそうであるなら、ヨーロッパの講和条約締結はより容易となるであろう。この国の他の諸民族（Nationen）がこの連関を理解するなら、オーストリアのわれわれにも非常に幸運となるであろう。チェコ人は、一つあるいは複数の帝室直属地を民族国家に格上げしようと多くの力を無駄遣いしている。彼らは決してそれに成功しない。その際にドイツ人の抑えがたい抵抗に出くわし、同時に自分の経済範囲を危険にさらすからである。彼らが、和解したドイツ人と連合して、君主国全体を、すなわち最終的に獲得する自分の経済範囲を、単一の多民族国家に改造するという構想に至るなら、フルトからカッシャウに至るチェコスラヴ民族（Rasse）全体の統一が自然に生ずるであろう。チェコ人の自由への志向と統一への志向は互いに粗野な対立関係にあり、そのうえその支配階級の帝国主義的な夢想によってさらに際限もなく混乱させられている。

最近の民族的統一の志向で最も情熱的なものは、南スラヴ人たちのものである。彼らの場合には、どの民族（Nation）も持つ打ち破ることのできないこの衝動が、最も顕著なものとなっている。国境と邦境とが、この民族を政治的に引き裂いているからである。オーストリア、ハンガリー、クロアチアとスラヴォニア、ボスニアに南スラヴ人は存在する。それだけではなく、同じ民族（Volk）がセルビアとモンテネグロという二つの王国をつくっている！ 定住地域のまとまりと、そこにおける民族（Nation）の経済範囲が定住領域と一致しているという事実とによって、この民族は民族国家に最も適しているというのである。だが、彼らも外部領域、言語島、移住地を、北西および南東に持っている。だからこの民族も、何らかの形態の民族国家よりも、大きな多民族国家においてこそ、ずっとよい発展可能性を、とりわけより包括的な統一を見いだすであろう。

しかしながら、われわれがここで発見した真実をさらに印象的にする発展の萌芽が、今日現実と

なっている。われわれは、経済領域の拡大の時代に生きている。複数の国家からなる世界の全体を支配する世界経済の衝撃のなかでは、最大で最強の経済領域を具現する国家が最適なのである。

半世紀前には、独立したベーメンやハンガリーやセルビアは、おそらくは世界政治上の理想であった。だがもはや今日では、端から端まで行くのに急行列車で一日もかからないような国家は世界経済秩序の有能な担い手ではない。今日はなおそうであっても、明日はもはやそうではない。自己を抑制し、この発展を先取りし、そしてより大きな多民族 (Nationen) の全体に自らを組み入れる諸民族 (Völker) にとってこそ、——多民族一連邦国家 (Nationalitäten-Bundesstaat) は法的応急措置なのである。

第31節 民族的権利の内容

ここまでのわれわれの研究が示すところによれば、個人がよく整序された民族的権利と義務の主体となるためには、国家成員の民族性 (Nationalität)、主体としての資格が、民族性宣言によって客観的なものとなり、法的に把握可能なものにならねばならない。さらに推定された諸権利が本当に民族の手に入るには、民族は、自由な統一体として、私法上の法人格として、そして公法上の団体として、組織されねばならない。最後に、民族は、国家から自由な存在、国家の公民、国家の臣民、国家の機関という、国家に対する四つの地位において、団体として把握され、法的に認められねばならない。厳格で効力のあるそれぞれの民族的法秩序のこれらの形式的要請と応急措置とが確かめられて、それから民族の利益と民族的権利の応急措置の実質的な内容について問われるのである。この応急措置は、どのような方法で発見されるのか？ すでに述べたように、純粋な民族国家なら、国家的行政によって、同時に民族的な諸課題を完全に実現する。それゆえ民族的な諸課題は国家行政に包含される。したがってわれわれは、それらを未整理の全体から分離しなければならない。この節では、当然まず民族的権利の概略を与えることができる。

では、社会的および国家的な無限の諸課題から、民族的諸利益に関わる諸課題を、どのように遺漏なく見つけ出すのか？ 何が法的な保証によって、民族的な利益とみなされ、民族構成員 (Volksglieder) と民族の全体の (Volksganze) の「民族的」権利に押し上げられるのか？ この問題についてわれわれにとって、何が発見的な原理として役立つのか？

政治的に見れば、多民族国家のなかの諸民族 (Nationen) の闘争は、国家のなかの支配的影響力をめぐる競争戦である。したがって国家的な立法、行政、司法に対する民族政党の事実上の権力が、最も緊急の闘争目標とみなされる。民族的志向を、国法上で諸政党の志向一般とは違うものとして扱う理由はないことになる。フラクションの事実上の権力は、法的領域の外にある。「志願者がいなければ権力はない」のだから、権力を目指す諸政党の闘争が生ずる。立憲国家では、この闘争は、政党の原理と綱領によって、国民の多数派を獲得し、維持し、あるいは反対派側の多数派の支持者を獲得し、多数派を少数派にすることを目指す。諸政党が民族的 (national) である場合には、この闘争手段は不可能である。その支持層は熱心な宣伝活動をして、自民族の数以上に増やすことはできないからである。したがって、少数民族にとっては闘争は展望のないものとなるが、にもかかわらず止めることはできず、不快なものになる。必然的に、オーストリア議会で通例のこととなっているよう

に、他の、非議会的な、あるいは議会外的な手段に訴えるようになる。これも許されないならば、党諸闘争の最後の手段（ultima ratio）である街頭行動、叛乱、離反しかない。

この闘争の永続を最後まで（usque ad finem）望むなら、国家権力は、政治的な方法による民族的諸権利の保護を民族諸政党に任せるのに満足することができ、法的な調整は必要ではない。国家に責任を持つ者は、それを小心翼翼と見守っていて、彼らがこれからも諸民族を政治的権力闘争に追いやり、法的な調整を回避することを許すのか否か、という問題に答えられるのか！ 法的調整を望むのなら、諸政党に認められている一定の権力内容の享受、国家権力に対する限られた影響力の確実な享受を国家的に保証すること以外の目的を持つことができない。事実上の権力内容は法的なものにならねばならない。こうして政治的な問題は法技術的なものになるであろう。国家権力に対する事実上の影響力は、国家的高権への法的な関与にならねばならない。

法学者はこれを普遍的に認められた高権についての図式へと解消した。それが民族の関与を許すか否か、どこまで許すか、という問題を順次に吟味すると、民族的権利の実質について、遺漏のない法的に明快な見通しを得るに違いない。われわれは国家と民族（Nation）の間の対立に到達する。これこそが核心点である。民族的権力の内容の法的意味について、これ以外の法学的な理解は考えにくい。

諸個人の共通利益の実現が国家目的であり、それゆえ特定の高権はそれに照応せねばならないが、その共通利益は以下のようなものである。

1. 統一体として通用すること、それゆえに一つの統一体として代表を出し、統一体と認められる共同社会（Gemeinwesen）の利益。この利益には、代理高権（Vertretungshoheit）、代表高権（Repräsentativhoheit）が照応する。国家は外部および内部にたいしてそれを持つ。民族（Nation）も明らかにこの利益を持ち、全体国家の枠内で、全体国家に対する、すなわち国家内の他の諸民族と自民族構成員に対する代表高権が彼らに帰属せねばならない。世界連邦が存在しない限り、帝国の境界を超えるなんらかの代理高権を考えることはできない。

すでにここで、われわれの方法は、諸民族が本能的に追求しているが、諸政党が多少とも不鮮明にしているものを直截に表現するのを可能にするという利点をもたらしている^[原註2]。ポーランド人議会クラブ、チェコ人、南スラブ人等は、帝国議会での可能な限りの統一会派をいつも繰り返し形成しようとし、ドイツ人は連帯保証に執着している。諸民族（Nationen）は民族的な事柄について統一して代表を送るのを望むが、民族的な対立よりも強い経済的な対立が、彼らを分裂させる。いつもこの事情のお陰で、最も発達した最強の民族（Volk）が、最も弱い代理をもつことになる。なぜなら彼らにおいてこそ経済的な諸階級が最も分化しているからである。政党の形成は、民族の存在によってはなくすことのできない社会的な法則に従う。かくして民族的連帯保証を単なる政党形成の方法で築こうというあらゆる努力は、必ずや失敗するに違いない。それゆえ政党は、民族に欠けているが、法秩序だけが与えることのできる代表高権の代わりになることは決してできない。

諸民族はまず代表高権を必要とする。バデニーの言語令が出されたときに、ドイツ人が共通の代表者を持っていたなら、聖職者とキリスト教社会党員は、バデニーに親しい態度をとることで無意味な少数派になるか、初めから賢明にも多数派の意見に与したであろう。そうしていれば、ドイツ人は苦

しい内部闘争によって異論者に連帯保証を強要するのを免れたであろう。決定の二年後、言語令がすでに発布されているときに、はじめてこの連帯保証が現われるということはなかったであろう。だが民族的な代表がいれば、個々の政党が悲劇的な窮状に陥り、政治的あるいは経済的な譲歩で民族的な利益を軽視し、裏切ることはもはやありえない。そうすれば、政党の生命は、今日それを歪め、損なっている、免れがたい混乱と偽造から解放される。

それゆえ諸政党もこの法的応急措置を必要としている。とりわけ社会民主主義政党にこのことは当てはまる。戦争において、チェコ人社会民主主義者とポーランド人社会民主主義者は、自由意思で民族的全体集団へ加入した。チェコ人は「チェコ連盟 (Swas)」, ポーランド人は「ポーランド人議会クラブ (Kolo)」にである。この加入は市民的およびプロレタリア的政党システムの言語に絶する混乱を引き起こした。民族的「場内平和」と民族 (Nation) の「聖なる和合」は、政治的に民族をつくるのではなく、解体したのである。憲法によって準備された民族的代表では、どの階級も、どの政党も、自由な決断によってではなく、法律によって (ex lege) 代表を出す。法律による代表においては、政党は、民族の行動能力と討議能力を侵害せずに、道徳的および政治的な反対が可能になる。

また国家にとっても民族代表制度は避けられない。それがなければ、公認の契約当事者はまったく存在しない。政党が負う義務は、政党とともに崩壊する。妥協を結ぶ民族政党が別の政党によって取って代わられることで、何度民族的妥協が失敗したことか。政党が民族を拘束することはできないが、すべての代表者が交替するとしても、民族団体は民族を拘束する。諸政党との契約は国法的には無意味なことなので、まったく無力なものである。だから法律的に規定された民族代表の間で結ばれていない妥協は、どれも失敗するのである。政府と政党は、穴のあいた袋で穀物を町へ運ぶ農民と同様に、すでに数十年来愚弄されている。市場に到着したときには、袋は空っぽというわけだ！ 内閣が諸政党と話しを幾度まとめようとも、前者は王室の信頼をなくし、後者は選挙民の信頼をなくすことになる。だがもはや立法者がいなくなっても、法はある。後から全権が呼び戻されようとも、全権代表者間の契約は法的に存在する！

このような基本的な真実は、理論的な研究を必要とせず、往々実践家に知られている。それはすでに既述の愛国者による諸研究、マデイスキの諸提案^[原注3]、総領邦議会の企画^[原注4]、そして新しい多くの諸研究の基礎になっている。だが、これら諸提案は事柄の個々の側面のみを問題にしているもので、まったく不十分なものである。特に最後の企画は何を問題にしているのか、私はぜひ問わねばならない。今日わが国の議会は総領邦議会以上のものなのか？ 民族代表 (Volksvertreter) の多数は同時に領邦議会の成員ではないのか？ 帝国議会の全政党は、民族的にみれば、領邦議会政党ではないのか？ この臆病なこころみでは、われわれがすでに持っているもの以上のものをもたらすことはないであろう。徴候的なのは、この概念に付着する思考の臆病さだけである。われわれが思考の勇気を持たないときには、どこから行動の勇気を手に入れるべきであろうか！ 憲法によって整序された民族代表 (Nationsrepräsentanzen) がいなければ、多民族国家の問題に法技術的に接近することは決してできない！

2. 内外への国家意思の暴力的な行使に必要な、多くの人間の物理的な力を意のままにできるといふ、共同社会 (Gemeinwesen) の利益。軍事高権がこれに当たる。文化共同体としての民族

(Nation) がこれを必要とするのは、民族成員による文化振興に必要な補助手段が不法に拒否されるときにのみである。宗教団体の場合と同様、危急のときに国家から貸与される世俗の腕 (bracchium saeculare) に対する権利で十分である。オーストリアの諸民族は一度も軍事高権を要求したことがないので、これで十分に違いない。帝国の内部でそれを要求しているのは、マジャー族民族である。この要求の吟味は、二元主義についての研究に属する^[原註5]。戦争においては、ポーランド軍の創設はそれによく似た対立をもたらした。軍事高権の分割は多民族国家では排除される。

3. その成員が平和に共生する共同社会の利益。司法高権がそれに当たる。これを国家から奪い取ることは、いまのところ民族的要望の中にはない。要求されているのは、司法高権の分割のない、国家訴訟への民族的官僚層の秩序ある参与である。

4. 全体の福祉を脅かすある種の危険を回避し (警察高権)、個々人の福祉を増進する共同社会の利益 (福祉行政、文化高権)。前者の利益は国家だけが有効に実現することができる。後者の場合には国家は民族 (Nation) と競合する。利益範囲の区分は国家の性質と民族の性質によって与えられる。国家はとりわけ物質的な助成を行い、民族は精神文化の助成を引き受ける。おそらく合衆国において連邦と個別の州の間で分割されているのと同様、国家の文化高権は分割される。民族は、学校制度、芸術、文学に関わる。だが民族 (国民) 教育 (Volksebildung) こそは物質的な文化の本質的な前提であるので、国家は教育制度のあらゆる段階で諸民族が保証すべき教育の最低限を規定する。だがそれに責任を負うことさえできない、貧しく未発展の諸民族にも、国家はその最低限のために必要な手段を保証する。さらに国家は完全に諸民族に学校制度をまかせる。信仰生活は民族の問題となる。このようにして、信仰上の理由によるいわゆる民族的な「裏切り」や、逆に民族的な理由による、宗教問題での自己の自由な信仰に対する「裏切り」も引き合わないものになる。民族の代表がいないので、民族的連帯保証の勢力の内部の自由主義的政党とカトリック政党が、いつもこの相互的な裏切り関係にあるのである。

5. 上述の四つの本源的利益を追求するのに必要な物質的手段を手に入れ、使用する共同社会の利益。財政高権がこれに当たる。民族 (Nation) もこれを必要とし、国家と民族は、連邦国家とその構成国家と同様に、財政高権を分割しなければならない。どの民族もまったくその手段を手にしていないこと、あるいは部分的にしか手に入れていないことから、今日どれほど多くの紛争が生じていることか。ベーメンの領邦議会が、チェコ人の劇場、チェコ人の学校を援助しているので、ドイツ人は次のように悲鳴を上げている。「われわれの税金でわれわれの敵を育てている！」と。どの民族もずっと騙されていると思っている。どの民族も劇場と学校を、好きなだけ——多ければ多いほどよい——つくればよいが、どの民族も自分で支払うべきだ。20年の間、大学問題は非常なセンセーションを巻き起こしたので、誰も唯一の正しい方法を一言で示すことはできない。スロヴェニア人は大学をつくりたいし、その必要があるので、彼らがそれをつくり、支払うことができる。そこで教育を受ける者たち自身が取り組むべきで、ドイツ人と国家はかかわるべきでない。ドイツ人がメーレンやザルツブルクで大学を必要としているなら、チェコ人あるいはあらゆる民族全体に頼む必要はないであろう。彼ら自身が必要とし、要求している自治を、他人にも許さなければならない。

しかしながら、全体すなわち共通の国家権力が条件を付け、留保をおこない、民族的文化施設に対

する最低額請求をおこない、その民族がそれに従うことができるのなら、その民族は、この条件と留保の程度に応ずるだけ、国家による財政的援助を要求し、期待することができる。財政高権の上述の分割は、民族に対する国家の寄付を排除するものではない。

B. 上の五つの利益の実現のために、共同社会は、上述の諸高権に対する手段となる権力手段と諸高権を必要とする。これら権力手段そのものが、別の種類ではあるが、また諸高権なのである。

1. 共同社会が定住する領域を意のままにするという意味の領土高権 (Territorialhoheit)。民族 (Nation) は、定住共同体として多少とも区切られた居住領域を占めている。資本主義時代以前の純粋に農業的な民族においては、この居住領域は民族の経済範囲と一致する。今日の民族においては、農業だけに従事している場合でも、一致していない。西部ハンガリーのスロヴァキア人にとっては、ヴィーンはもっぱら彼らの作物の販売領域である。チェコ人の経済範囲は、今日では全オーストリアを含み、ドイツ人の経済範囲と完全に一致している。居住領域と経済範囲の不一致は民族問題を矛盾に満ちたものにする。一方では、諸個人の民族的権利の領域による違いが強制され、他方では、必然的に統一の経済領域全体だけに、つまり国家全体だけに領土高権を承認するよう要求される。その際、内部の民族的および国家的な組織にとって、昔からの領域に特定の民族が住んでいるという事実が——誤解を除くためにこのことをいつも繰り返すのだが——、最重要な意味を持つ。個々人の民族的権利および民族の高権は、歴史的および事実上の諸民族の居住地である領域において完全に認められることになる。二つとも定住密度に従って区分されねばならない。チェコ人はヴァツラフ王冠の諸邦の全範囲をその故郷とみなし、そこでは完全な権利を享受してよいという。だが、その境界の外では無力で無権利でよいというわけではない。ドイツ人はかつてのドイツ連邦においては主人である (属人原理に従えば一つの領域が二つの種族の故郷であることはありうる) が、ガリツィアとダルマチアでは客人であり、異人や敵ではない。この点で、多民族国家に構成された諸民族にとって、意思疎通は可能であり、必要なことである。どの民族も、民族的な混合がわが国でかつて示したように、自分の領域に他民族が、他民族の領域に同族が、たいていは偶然にほぼ同数いることになるからである。彼らは、他民族のなかでも権利を持つためには、他民族に権利を認めなければならない。もしヴィーン市の市議会ではなく、統一体としてのドイツ民族が、ヴィーン市のチェコ人学校 (もちろんチェコ民族が運営している) が公開の権利を享受するか否かという問題に決定を下すべきならば、同じ状況のプラハのドイツ人については、プラハの没落ドイツ人に決して責任を負うことのない団体とは違う決定がなされるべきであろう。(個々人および民族全体の) 民族的権利の区分は後に説明するが、概ね三段階である。第1、閉じられた定住領域における完全な民族的権利。第2、混合領域における多数者および少数者の権利——この二つの場合には民族は団体としての権利を享受する——。第3、ディアスポラにおける個々の民族成員 (Nationsgehörigen) の個人的権利。彼は、敵としてでもなく、異人としてでもなく、単なる客人としてでもなく、同じ国家における市民として処遇されるので、国家的な保護を必要とする。それゆえこの最低限度の権利は、**保護権**と呼ばれる。それはもはや団体という仕方ではない。民族問題の克服には、公民権と本籍権という今日ではまったく統一した概念では不十分であるということは、このスケッチでもすでに十分に示される。

2. 共同体領域での物、すなわち今日では経済的対象について意のままにするという意味の物上高

権 (Sachhoheit)。領域での区分された共同支配によって、民族はそのすべての経済的権力手段を意のままにし、国家における経済権力となる。民族は物品税への参与を通じて直接的物上高権を行使する。どの程度、どのようにして参加するのは、特別な困難をとまなう問題である。

3. 共同社会に属する諸個人を意のままにするという意味の人的高権 (Personalhoheit)。これは国家の最も主要な支配手段である。これによって、国家はその領域にいるすべての個人に命令と禁止をおこない、これによって募兵と逮捕をおこない、これによって人頭税を課すのである。この高権は法によって疑いなく国家に帰属せねばならない。

しかし、民族 (Nation) にとっても、これは最も重要な支配手段である。民族は民族にかかわるすべての案件でこれを必要とする。ここにおいては、人的高権は法的に (de jure) 民族に帰属しなければならない。

それにもかかわらず、国家は、個人に国家を理解させ、その命令に服させるべきときには、その言葉でしか命令することができない。そこから次のような結論が生ずる。人的高権は、法的に (de jure)、民族にかかわる案件では民族に、他のすべての案件では国家に帰属する、というものである。通例その実施については、国家はそれを諸民族に委託する。民族的自己統治団体は直接税を取り立て、諸民族はその成員にその言語で国法を刊行し、官庁の命令を仲介し、無料で民族的権利保護を与える。チェコ民族はなかなずくヴィーンで、ドイツ民族はトリエステで、民族の弁護士会を頼むことができる。それは官庁と法廷で同族の通訳と代理人となり、国家と民族のあいだの保護と仲介の職務を果たす。これは次のような法思想の例証にすぎない。国家の人的高権は、原則として可能なあらゆる場合に、民族的団体あるいはそれが依頼する機関によって、委任された権限内で実行される。しかし、個々の個人も、異なった民族性 (Nationalität) の国家官庁と関係をもつ場合には、自民族の援助を求める法的に保護された訴願の権利をもっている。諸民族にとって何と豊かで実りある内部権限範囲であろう！

4. 諸個人に全体利益の代理を委託し、それゆえ国家機関に昇らせる権利としての任官高権。

われわれの分析が証明するように、多民族問題はより広い問題をはらむものであるにもかかわらず、つい最近まで官職をめぐる闘争がオーストリアにおける言語闘争の核心点であった。わが国では、すべての事物の自然な関係が狂っている。われわれが諸事実をありのままに見ることに怖じ気づいていたら、事実を曲げるプリズムの体系が出来上がり、壁に投射された像を現実だと思い、歪んだ絵筆で現実とは違うようにカリカチュアを描くようになるからである。手品師の技巧でもって、すべての統一の要因と平和の要因を排除し、国家に対する法的な影響力でもって、非和解的な対立を強化しただけである。代議団の機構によって内政と外政は切り離されている。内閣が議会において内政と外政を同時に代表せねばならなかったのなら、戦争前の三十年間には、ドイツ人、ポーランド人、イタリア人の三国同盟派は、必ず多数派であったであろう。外政の無意味な分離によって、久しい間こちらではチェコ人とポーランド人が統治政党であり、あちらではドイツ人とポーランド人がそうであった。概念的にはあらゆる方向の合力である国家は、とても器用に二つの構成要素に分離される。すべての構成要素の本質は、分解することである。だが本当にそうになると、しゃくに障るものである！

われわれの公的諸制度の無意味さによって、諸民族 (Nationen) の任官高権問題も官庁語問題の戯画として現われることになる。それは次のように定式化することができる。どの民族集団 (Nationalität) もその成員による統治を希望し、異民族支配を嫌う。確かにこのことは明白である。だがこの問題はどのように解決すべきであろうか、その解決策を法的に可能で効果のある形で法律に取り入れるべきなのか、それとも曖昧なままにしておくべきなのか？

これまで任官高権は大臣を通じて行使される王冠の大権である。だが大臣の責任は公平な行使についての保証を与えるものではない。逆に、大臣は議会多数派に依存している。その賛成を得て、大臣はその権限以上のことをなし得る。任官高権を諸民族 (Nationen) に返すことは、そう仮定すると、すなわち王冠を否認することである。そこまで考えることは決してない。要求するものを公然と闘い取るのではなく、ひそかに騙し取るので、ここで最も正当で必要な要求は、不正と呪いとなってしまう。その場合には、成果を享受することはないであろう。ヨブ記に記されているのと同じく、いつの日か次のように言わねばならない。主は与え、主は奪いたまう、主を讃えよ！

だから、どの民族 (Nation) もそれにふさわしい官位を占めねばならない (もちろんこれは立憲的な方法で可能である) とか、どの民族もその領域で民族の成員によって統治されなければならないというようなことが、言われているのではまったくない！むしろ役人の使用言語の一言語制とか二言語制とかが要求されているのである。だが、それによるだけでは、民族としては何も得るところはない。永続的にドイツ人よりの政府は、チェコ語も話すドイツ人で、すべての重要なポストを埋め、永続的にチェコ人よりの政府は、ドイツ語を話すチェコ人で埋める。二言語制は、——双方の側で——異民族支配の最も効率的な道具となりうるのである。少なくとも、いまや二言語制は、法的に把握でき、それゆえ法典化に利用できる、主体としての資格である。それは長所である。だがそれは異民族支配に対する防御手段ではなく、その優れた補助手段である。ではその代わりにどうすればよいのか？

すべての国家的地位が、旧帝国大審院規則が定めるように、分けられていると考えてみよう。カトリックの信仰にも、ヘルヴェチア派およびアウグスブルク派の信仰にも、同じ数の参事がいなければならない、と。しかしながら信仰は、民族性 (Nationalität) よりも人間のなかでこだわりの強いものである。二つの信仰に帰属することはできないが、たとえば父親がフランス人で、母親がドイツ人で、フランス語とドイツ語で育てられるスイス人の場合などは、どの民族性を持つかわからないことはある。精神的に二つの文化圏に通じ、自分のなかで統一することはできるからだ。民族性が、われわれの提案に従って、公法上の資格となってさえ、それを拒絶し、取り替え、民族的な感覚を疑問にすることはできる。大臣の恩寵のなかで信念はどうなるのか？ 恩寵は大臣とともに変わり、多数派とともに変わる。だが、官職に対する各民族の相応の影響力は、国家基本法でどのように確定されるべきなのか？

一般的な決まり文句ではなく、何を望んでいるのかを公然と言うこと、具体的な法的公準を提起すること、それ以外にはもはや何も言うべきことはない。諸民族 (Nationen) は任官高権を望んでいる！ 民主的に、すなわち単独でであろうと、立憲的に、すなわち王冠との協力の形でであろうと、それを望むのである。だが今日では王冠が、事実上官職貴族や封建貴族と連合によってのみ、任官を

おこなっていて、その役割に、徐々に政党指導者が関与し始めたところである。そのような責任を負わない助言者に代わって、組織され憲法に規定された諸民族がおこなっても、王権が切り縮められることはない。昔のドイツの帝国においては、カトリックおよびプロテスタントの帝国等族が帝国大審院参事および帝室参事を指名し、推挙し、皇帝がお気に入り任命し、任官させた。今日でもなお教会の職位では同様のことがおこなわれている。ここでも任官高権は国家と教会で分かち持たれている。わが国ではいつも、隠然と法律の範囲外で同様のことがおこなわれている。政党が、舞台裏で高位の司法官と行政官を指名し、内閣が彼らを提案し、王冠が彼らを任命する。オーストリアでは略取はないが、値切りや詐取りがおこなわれるのである。

持続的な平和を保証し、どのような異民族支配も排除し、法典化するような問題調整は次のようなもの以外には存在しない。選挙がおこなわれるのであれば、中央官庁に対しては民族の代表に、中間官庁や地方官庁に対しては組織された民族団体に、相応の任官への公然の介入を認めること、任官に対する公法的団体の部分的な参与が法的に妥当なものとなるような多くの場合であれば、委託した権限範囲における国家としての機能を民族的自治団体に任せることである。教会法の手引きを参照すると、ローマの教皇庁が政治的団体や民族的団体と任官高権をいかに巧みに分有しているかがわかるだろう。ここでは、インターナショナルな力——カトリックとはラテン語の「インターナショナル」のギリシャ語表現にすぎない——が、多くの民族 (Nationen) と国家を基礎として、いかにして「永遠の」統一体に高まるかという古典的な例が見いだされる。その組織的な才から、オーストリアの政治家は多くを学ぶことが可能である。——もっとも彼は、国家に役立つことだけを学ぶのであって、善男善女に役立つことを学ぶのではないが。

第32節 諸民族の平等と多民族一連邦国家

今や錯綜した民族的問題の全体を認識することができる。中央権力における最高の総括から個々の公民に至るまで、国家生活全体を包含するような法秩序の樹立が問題である！ それは簡単な課題ではなく、歴史的にありふれた課題でもない。その際、法学は社会的技術としてそれ自身が直接に役立つのではないが、課せられた課題は、この社会的技術に熟達していること、その遺漏のない応用を必要としている。将来の人類は、つくられるべき建築作品、全体においても個別においても巨大なこの創作物をなしですまずことはできない。世界が、ヨーロッパが、諸民族 (Nationen) の権力闘争と武器による解決を、将来排除したいのなら、インターナショナルな調整をおこなわねばならない。それゆえこの任務を完全に明瞭に理解し、最大規模で着手しなければならない。決して羨まれることなかった多民族国家が、この使命のために、開拓的な事業をおこなう任にあるのである。それは、ゲオルク・イエリネックが「国家内部の国際法」と呼んだものを、最初に実現するからである。

もちろん提示された法秩序は前例のないものというわけではない。第31節の詳論で問題となっている高権の分割には、すでに連邦国家での手本がある。連邦国家という表現は、確かに政治的には適切である。それが諸国家の結合を示しているからである。法的にはこの結合は諸国家の国家 (Staatenstaat) と命名するほうがよい。その法的な本質が、二つの高権を持つ権力が、すなわち上級国家と構成国家が互いに対峙していることにあるからである。われわれの歴史段階では、アメリカ合

衆国とスイスがそのような秩序の完全な例を提供している。だが二つの手本では、政治的プランは領域国家を土台にしている。新たにつくられるべき秩序においては、組み入れられる権力は民族(Nation)であるが、上位の権力は民族を超えた存在であり、人間の共同生活の軍事的、経済的、社会的な諸任務を実現する権限の総括に限定されている。われわれの叙述では、諸民族および超民族的な権力は、個々の権限の担い手となるだけでなく、支配的な見解に従えば国家の高権の構成部分であるような権限の担い手ともならねばならない。それゆえ構成部分と全体とは、国家として同等であり、その統合は純粋な諸国家の国家である。

ここで、連邦国家の法学的な論究において国法に関する支配的な教義である主権教義(Souveränitätsdogma)が問題となる。国家権力の不可分性、最高権力の絶対的統一性という、ボーダンとホッブスが打ち立てたこの教義は、絶対主義の基礎づけと擁護のために、以前から悪用されていた。その教義に内在する思想は、ある制限のなかでは正しい。組織された文化的人間集団にとっては、最高の権力がふさわしいに違いない^[原注6]。だがこの主権は、決して完全な不可分の権力内容を持つものではなく、個々の人物、個人、支配者がその担い手であることを必要とするものでもない。最高の権力もまた、すでに第1篇で詳述したように、相対的な権力であり、組み入れられた諸勢力(組織された領域諸団体、諸民族、諸階級等々)が一定の区分の中で権力に参与することを許すものである。

人間の組織についての最も豊かな思想の一つは、労働の分割(分業)である。形式法学的意味における国家の活動領域では、分業とは権力の分割と、権力に結びついた高権の分割である。モンテスキューの権力分割の学説は、ここから知的に発展した。モンテスキューは、分業が経済のために発見されたのと同じ時代に、分業の観点を国家学に導入した最初の人である。国家権力は、歴史的に増大する活動内容を整理しなければならない。この活動の整理は、国家機関体系全体のなかで、機関としての特別な機能を持つ別々の機関体系(立法、行政、司法)への特化を強制する。このように区別されて国家のために働く各機関体系は、法学的に見れば、中央高権と国家権力から派生し与えられる政府権力の担い手として現われる。おそらくモンテスキューの構想で誤っているのはただ一つのことであろう。それは、その構想が分業の法学的表現から出発することのあまりに多く、その実質的機能から出発することのあまりに少ないということである。決定的なのは、法学的表現のなかでまず権力の分割として表現されている諸機能の実質的な整理である。

モンテスキューの権力分割は、人間の意思行為の継起的諸段階に応じて国家活動の論理一貫した整理をおこなうものである。人間の意思はまず考慮から決定へと前進する。意思形成のこの段階は立法の義務である。決められた決定は行動として外的世界へと移行し、行動は決定の遂行として現われる。この意思の遂行はいわゆる執行権力の仕事である。この執行権力は、精神的機能によって、さらに判断と行為、すなわち司法と行政とに区別される。しかしそれと並んで、まったく別の分業体系、権力分割の体系が考えられ示される。モンテスキューは機能に応じた国家活動の対等な分割を企てているが、歴史的实践は上位の権力保持者による階層的な分割を強要する。どの上位権力保持者も、限られた範囲で、より上位の全体のもとへの編入によって、すべての意思機能(立法と執行)を遂行している。この序列は、軍事関係官庁の今日よく知られている見本、すなわち高等司令部、陸軍司令

部、部隊司令部、下級司令部の間の権力配分において、容易に示される。この権力配分を、機能的なモンテスキューの分割と区別して、階層的権力分割と呼ぼう。それは上位権力、下位権力、さらに同格権力を生ずる。民族的な自由は、この連関においては、民族を超えた共同体の枠内での対等な並置として現われる。ここにおいて、民族的平等の要求は容認され、実現されるのである。

統一と自由と並ぶ第3の支配的理念として、諸民族(Nationen)の平等が現われる。この要求は、他者の誤解に出会うのと同じくらいしばしば、自分の誤解にも基づいている。自然的小および歴史的に、諸民族はどの点においても互いに異なっていて、その相違にこそ、人類学的小および文化的な価値があるのである。諸民族はいわば人間の種類の多様性であり、多様性の豊かさは人類の豊かさを形成する。もはや変化しない種類は、発展にとっては死である。諸民族の多様性をなくすことは、人類を貧しいものにするのである。諸民族の平等を語る者は、自然科学的、歴史的な事実判断を語るのではなく、法的な要求を掲げようとするのである。法によれば、ある民族は他の民族と同様に扱われるべきである。この要求を基礎づけるのは容易である。どの人物も、他の人物がみなされているのと同様に、また何よりもみなされたいと望んでいるのと同様に価値があるのだから、多人数の争いのない共同体は、そもそも法の前での平等の前提のもとでのみ考えられるのである。したがって、法的平等は、争いのない共同体のための不可避の応急措置として、すなわち社会的共同体の公準として考えることができるのであって、因果的な原因や結果としては考えられない。諸民族の平等は、それゆえ法的平等としてしかありえない。

結論は以下になる。民族を超えた法共同体へ組み入れることなしには、民族的平等は決してないし、ありえない。民族的な自由をすべての諸民族の無政府的な共存と理解するなら、民族的平等の余地はない。その場合は、すべての民族は自然存在においてのみ互いに対峙し、この自然存在としての諸民族は、人口、経済力、文化力において異なっており、したがって自然の意味では民族的平等は存在しないからである。自然は、諸個人の平等も、諸民族の平等も知らない。平等は法の創造物であり、法のもとにいる者に対する最大の恩恵なのである。だから小さな諸民族は、その自然存在の不平等性、地上のより大きな諸民族(Völker)の隣で防備も援助もなしでいる状態を廃棄するために、民族を超えた法共同体に入る十分な理由がある。法共同体は、たしかに自然的不平等を廃棄することはできないが、世界における存在と行動能力を保証することができ、価値のない危険な無政府的自由で代わって、政治的自由のなかでわれわれがすでに知っているより高次の存在保証を諸民族に与えるのである。

オーストリアの諸民族(Nationen)がこのより高次の認識に向上しようと努めることこそ、望ましいことであろう。

階層的な権力分割は、どの国家においても些細な点に至るまで実現している。区分された権力は権限である。諸権限の間には、実際には程度の違いがあるだけで、本質の差はない。きわめて平凡な地方の首長も国家的高権の一部を持っているので、その限りで彼は当局である。民族がすべての民族成員に対する権限を持つ当局となるように、われわれが要求するなら、実際にはそれは程度の違いに過ぎない。だがすでに詳論したように、より大きく目立った当局権限内容を高権と呼び、もっぱら国家にそれを帰するのに、われわれは慣れている。概念の限界は流動的なので、構成国家がすでに国家の

性格を持っているのか、まだ自治行政区の性格を持っているのかについて争う余地はつねにある。自然および人間にかかわるすべてのことについておこなわれているように、ここでも、自ずと区分がなされるのではなく、人間の思考と系統的な実践によっておこなわれる。かくして、平凡な当局権限が国家的高権にいつ移行するのか、それにより前節でわれわれが与えた高権の体系が拡張されたり制限されたりすることがあるのかは、論争の余地がある。われわれの理解によれば、それは支配的な法学的用語法に一致する。

第31節で要求されている、多言語で超民族的な国家の内部での民族的利害による権力の分割は、その国家を明確に連邦国家あるいは諸国家の国家 (Staatenstaat) にする。この諸国家の国家は、その全体の姿として民族にまたがるもの (international) であり、その構成国家は民族的 (national) である。しかしながら上位国家は民族を超えたもの (übernational) である。それは、全体としても、個別においても、非民族的 (unnational) でも、民族性喪失的 (nationslos) でもない。したがって、ナショナリズムとショウヴィニズムが法的に整備された多民族国家に投げかける非難はまったく根拠のないものである。それは形をなさない民族のごちゃ混ぜ (Völkerbrei) をつくったり、志向するものではなく、ある民族の特性や固有の権利を軽視するものではないからである。インターナショナルの綱領のゆえに社会主義に投げかけられる同様の非難も、同じく根拠のないものである。

われわれの見るところは逆である。最高の民族的統一、それぞれの程度の(無政府的でない)政治的自由と民族的平等は、そもそもインターナショナルな諸国家の国家においてのみ実現できる。民族国家は、実際にはたいていは統一体の断片にすぎず、諸民族の無政府的な自由を実現するだけで、決して政治的自由と法的平等を実現しない！ この二つは、民族を超えた法秩序の純然たる賜物で、それなしでは獲得しえないものであるからである！ この認識は、今回の戦争の恐怖のまっただ中で、人類にほんやりわき上がり、むさぼり食われる肉食獣のような存在という呪いから諸国民を解放放つことのできる自由な多民族共同体を求める、つねに繰り返され、もはや押さえ込むことのできない叫びが上がっている。

インターナショナルな諸国家の国家の、暫定的でまだ貧弱な見本は、今日すでに存在する多民族国家である。

したがって、多民族連邦国家に固有な、たとえば北米合衆国に存在するような単なる領土連邦国家とそれとを区別する法的応急措置および法的諸制度を、概観的にはあれ要約することが、われわれの責務である。

民族と民族を区別する法的応急措置としては、まず属人原理が役立つ。そのように区別された諸個人は、民族帰属についての、明示的で自由な民族性宣言、あるいは秘密の厳守された民族性宣言を基礎に法的に把握され、彼らの民族性は、個人の主体としての法的資格となり、国家の台帳とすべての身分証明書に記載される。それゆえ、多民族国家においては公民権と本籍権の確定で十分なのではなく、民族帰属がそれに加わるのである。

民族としての個人のこの資格には、まず自民族に対する、次に国家に対する、最後に国家領域内部のすべての多民族に対する権利要求と義務とが結びついている。その法典化は、民族法 (Nationalitätenrecht) の課題である。

もちろん、個人の民族権は民族的定住領域との関係に応じて区別される。閉じられた定住領域における完全な民族権か、混合領域における多数者としての権利あるいは少数者としての権利か、散在している場合の単なる保護権か、である。

このような法的諸制度は、今日ごく限られた部分でまず実現しているが、法による民族的問題の克服の不可欠の前提であり、それゆえ多民族国家の必要な法的応急措置である。

民族の全体は秩序なき全体 (*universitas inordinata*) から秩序ある全体 (*universitas ordinata*) にならねばならない。すなわち民族は法的に構成されねばならない。この構成がなされないと、つねにそうなるように、法的な秩序は考えられないか、見せかけにすぎないものとなる。法的な構成により、民族はただちに国家全体との四つの関係に入る。総体としての民族は**積極的な公民権**を必要とする。すなわち彼らは私法の**法人格**になり、それによって所有、行動、契約、訴訟の能力をもち、義務を果たす能力を持たねばならない。民族は同時に**能動的公民権**と**受動的公民権**とに関与せねばならない。**受動的公民**としては、彼らは**国家の臣民**となり、無効権 (*jus nullificandi*) を主張する権利はなく、超民族的な法律に服従する義務がある。国家への従属は、法共同体が持続する限り、取り消すことができず、それゆえ民族は**離脱権** (*jus secedendi*) を持たない。この二つの権利を主張するどのような試みも、それ自身が、法共同体の廃棄、すなわち総体および他のすべての諸民族のすべての義務を廃棄するものであり、諸民族の関係をむき出しの暴力のもとにおくことになる。

能動的公民権は、民族 (*Nation*) を民族を超えた国家の機関にし、総体のなかでの平等な共同決定権を与える。それによって民族は**高権**を持つ**権力の担い手**となり、連邦国家の**構成国家**となる。

そのうえに、総体が共同保証する自由決定の範囲、**自決権** (*Selbstbestimmungsrecht*)、すなわち**自治** (*Autonomie*) が、民族に残されている。

その自治および機関の範囲のなかで、民族は法的平等を享受する。自治は国家からの自由であり、自決である。平等の公準は、すべての民族に対して国家権力の同一の限界が引かれるよう要求する。それゆえ、連邦権力がすべての州に対して同一の限界のもとにある合衆国におけるのと違うところはない。領土にまだほとんど定住がなかったり、自己の国家権力をまだつくりだすことができないようなところでしか、憲法が国家としての資格の制限を考慮することはない。多民族国家では、今なお歴史を持たない諸民族 (*Völker*) に対して、同じ状況になる可能性がある。歴史なき民族では、近代国家の建設に不可欠の階級、たとえば官吏となる教育を受けたインテリ階級が不在である。この場合、多民族国家は、まず完全な権利の承認の条件を正確に解釈し、第2に歴史なき民族にその実行を可能にし、第3にその実行によって事実上も完全な権利を許すときに、法的平等の公準を満足させるのである。事実、合衆国はその領土についてそのように取り扱っている。

機関の範囲では、民族を超えた共同体での共同決定権の享受によって、民族的平等が実現される。平等はここでは国家の権力と高権への相応の参与である。ひとたび法的に構成され、総体に組み入れられると、国家機関としての民族 (*Nation*) は、代表高権、精神的な文化高権、他のすべての多様な段階での**国家的高権**である**最小限の軍事高権**、**司法高権**、**警察高権**、かなりの程度の**財政高権**への有機的な参加を必要とする。これら諸高権の行使のために、民族は**国家と分かち合う国家的権力手段**を要求する。最小限の領土高権、かなりの程度の物上高権、最大限の人的高権、任官高権である。この

方法で、国家のなかでの民族の全面的で緊密な共同支配が基礎づけられる。

おそらくこの結果は読者には貧弱なものに見えるであろう。ナショナリストは、われわれが生のでわりに法の図式を、パンの代わりに石を、与えているように思うであろう。だから、そんな概念図式が何の価値があるのだと、彼はわれわれに問うであろう。われわれは、彼にまず忍耐を促さねばならない。民族的な利益を満足させるような具体的な諸制度については、彼は後に知ることになる。この篇で与えられるのは、明白な努力目標、いわば多民族国家の方向付けられた基礎と概略である。諸民族(Nationen)の闘争はわれわれの思考を混乱させ、関連が無いように見える個別要求の圧倒的な内容によって、われわれの願望を解体してしまう。この闘争は、長年にわたって、ともに苦しむ同時代人にとって、ばらばらの個別の対象をめぐる無秩序な塹壕戦と見えた。こちらでは学校が、あちらでは郡裁判所が、よそでは街角の看板が問題であった。昨日は徽章が、今日は何らかの国法上の表示が問題となり、まもなく第三者にはまったく理解できない瑣末なことが問題となり、やがてまた最高にして最大の目的である自らの国家性、すなわち主権が問題となる。——その上、そのほとんどがいつわりの姿で、無数の留保と底意をもって提示される諸要求のこの混乱により、能力のある政治家さえ、すべての民族闘争の究極の意味を理解できず、個別を全体に組み入れることができないので、まったくの無援の状態に置かれるのである。この無援の状態によって、彼は誤った方向に行き、何の連関もなくあちこちに個別的譲歩を与え、結果としてそれがどのようなものかを知らない。この混乱は、われわれの諸政府と諸政党を、悲しむべき窮地におとし入れ、政治家の宿命的な自己欺瞞の原因となる。結局、諸民族の闘争は言語の通用力、あれこれの学校施設等々をめぐるものではなく、非常に厳密な一貫性において国家をめぐる闘争なのであることを知らねばならない。

諸民族(Nationen)がその諸要求の最小限においてさえ望むのは、つねに国家だけである。彼らは高権を望み、必要としている。彼らはあれこれの地位の形で、あれこれの言語権の条件の形で、国家の任官高権への参与を要求する。それは知っておくためになることである。それを知っていれば、支配的な官僚層は意識的に諸民族とその権力を分かつたねばならないということを理解し、わが国で現実に起こっているような、積み重なる個別攻撃によって徐々に無政府化されてしまうよりも、意識的に分割するほうがうまくいくことを理解できる。どのような実践的学問も——法は、とりわけ実践的で、まさしく技術的な学問である——、目的と手段に対する、それゆえ最高の目的と最良の手段に対する対象の体系的整序を必要とする。たとえば美術アカデミーや工科大学校に対するような、多くのばらばらな文化的諸要求も、理解できるようになるのは、それらを民族(Nation)の文化的志向の総体との連関のなかで判断する場合であり、国家の手段、特に国家的文化高権を意のままにすることができないなら、民族はその文化的志向を実現することはできないという観点から観察する場合である。浅薄な読者には価値のない概念図式としか見えないかもしれないことが、われわれの政治的な志向の方向付けのための唯一可能な手段なのであるからである。この思考手段は政治的空論を解き明かし、ショーヴィニズムの行き過ぎを現実に引き戻す。このように自決、民族的な自由と平等という言葉は、既に見たように、その内容と限界を概念的に吟味する必要がある政治的な決まり文句になっている。学問は事物についての整序された思考であり、そのような思考は厳密な概念規定なしではすまされない。規定と整序とが厳密であるほど、学問は実践に対して大きな価値を持つ。そしてこのこと

は、民族の問題を克服するのに、少なからず言えるのである。

[原 注]

[1] Renner, “Oesterreichs Erneuerung”, Bd. 1, S. 30ff.

[2] すべての民族の民族主義者の外部（モスクワ、ローマ、パリ、ベルリン等）への「巡礼」には、よくこの代表高権が付き添っている。

[3] Madeyski, “Nationalitätenfrage”, Wien 1899.–, “Politische Betrachtungen”, Wien 1900.

[4] Rud. v. Scala, “Ein österreichischer Generallandtag”. Berliner “Zukunft”. Bericht der “Neue Freie Presse” vom 6. März 1900.

[5] “Grundlage und Entwicklungsziele”という本で、私はそれをおこなった。

[6] Karl Renner, “Marxismus, Krieg und Internationale”, 9. Abschnitt.を参照。